

## 第119回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成25年6月21日（金）13:30～15:20

2 場 所 事務局第1会議室

### 3 議 事

#### (1) 部局長の運営方針表明について

経済学部長から資料1-1に基づき、経済学部及び経済学研究科の運営方針について表明があった。

この表明に関連して、①留年・休学対策について、②留学費用の補助についての意見交換があった。

引き続き、医歯薬学総合研究科長から資料1-2に基づき、医歯薬学総合研究科の運営方針について表明があった。

#### (2) 国立大学法人長崎大学基本規則の一部改正について

理事（総務・財務担当）から資料2に基づき、熱帯医学研究所附属熱帯性病原体感染動物実験施設の機能を先導生命科学研究支援センター動物実験施設へ集約することに伴い、平成25年7月1日付けで同附属施設を廃止するため、国立大学法人長崎大学基本規則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (3) 平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

理事（総務・財務担当）から資料3に基づき、平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (4) 長崎大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規程の制定について

研究国際部長から資料4に基づき、本学が民間等外部の機関から受け入れる経費等を活用して設置する共同研究講座及び共同研究部門の説明、工学研究科長から具体的概要の説明があり、その設置及び運営に関し必要な事項を定める長崎大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規程を制定することについて審議の結果、異議なく了承された。

#### (5) 長崎大学学則の一部改正について

理事（教学担当）から資料5に基づき、大学設置基準の改正により、大学の各授業科目の授業期間が10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定が可能となったことに伴い、本学における授業期間に関する規定を整備するため長崎大学学則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議の過程において、次のことを確認した。

○「十分な教育効果をあげることができると認められる場合」については教務委員会が主となって審議すること。

○講義15回、別枠で試験1回という原則は堅持していき、よほどの理由がある場合に限り、教務委員会の了承の上で例外を認めること。

#### (6) 長崎大学学位規則の一部改正について

理事（教学担当）から資料6に基づき、学位規則（文部省令）が改正され、大学が行う授与した博士の学位に係る論文要旨等の公表及び博士の学位を授与された者が行う博士論文等の印刷公表がインターネットを利用して公表することとされたことに伴い、博士の学位の授与に係る論文要旨等の公表及び論文の公表に関する規定を見直すため、長崎大学学位規則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議の過程において、次のことを確認した。

○第18条第2項の「やむを得ない事由」については、主として特許に関する場合等を想定しているが、個別の事由の判断は文部科学省に確認して差し支えないこと。

#### (7) 平成26年度入学者選抜方法等の主な変更点について

副学長（入試担当）から資料7に基づき、平成26年度の入学者選抜方法等の主な変更点について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

### 4 報告事項

#### (1) 水環境技術プロジェクトに関する包括連携協定の締結について

理事（教学担当）から資料8に基づき、工学研究科において水環境技術プロジェクトに関する包括連携協定を新たに大阪市水道局と締結することについて報告があった。

#### (2) 地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）について

学長特別補佐（地域教育貢献担当）から資料9に基づき、平成25年度「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）へ申請したことについて報告があった。

#### (3) 国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議について

学長から資料10-1及び資料10-2に基づき、平成25年6月20日に文部科学省で開催された国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議について報告があり、大要次のような説明があった。

○執行部としては、人事給与システムの見直しも含め、早急に対応していく予定であること。

○教員、組織の実績評価をきちんと行った上で、メリハリのある対応をとらなければならないこと。

○若手教員数、外国人教員数及び女性教員数を増加させるための戦略を立てることが緊急の課題であること。

また、理事（人事担当）から現在の任期制に対応するようなボトムラインの評価及びインセンティブの評価の検討が必要であるとの意見があった。

これらを踏まえ、学長から、執行部だけではなく各部局等においても対応できる体制を検討するよう依頼があった。

以上